

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の単位型証券投資信託につきまして、平成 24 年 12 月 13 日をもって投資信託約款の一部を変更する予定ですのでお知らせします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

野村日本割安好配当株投資 0805

### 2. 約款変更の理由

当ファンドは、信託期間の終了日を平成 25 年 2 月 18 日としておりますが、当ファンドの状況等を鑑み、信託期間を 5 年延長し、新たな信託期間終了日を平成 30 年 2 月 19 日とするものです。

### 3. 約款変更の内容

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
(信託期間) 第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 30 年 2 月 19 日までとします。	(信託期間) 第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 25 年 2 月 18 日までとします。

### 4. 変更の適用予定日

平成 24 年 12 月 13 日

### 5. 諸手続きについて

上記の約款変更について書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたします。平成 24 年 10 月 5 日時点の当ファンドの受益者の皆様に対して、後日、投資信託約款の変更に係る書面決議のお知らせを送付いたしますので、当該書面決議について議決権を行使される方は、平成 24 年 11 月 20 日(必着)までに、同封の議決権行使書面の記載内容にしたがいご記入の上、ご郵送ください。なお、議決権を行使しない場合、当該受益者は本書面決議について賛成するものとみなされます。

書面決議に賛成した受益者の数が平成 24 年 10 月 5 日現在の受益者総数の 2 分の 1 以上であって、かつ、賛成した受益者の受益権の合計口数が、平成 24 年 10 月 5 日現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上となった場合は、約款変更の届出を行ない、平成 24 年 12 月 13 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、書面決議に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額(原則として受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の解約価額とさせていただきます。)で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 24 年 11 月 22 日から平成 24 年 12 月 12 日までに当該受益権に係る投資信

託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 24 年 10 月 5 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
野村アセットマネジメント株式会社